

HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.26

隼あすか法律事務所ニュースレター第26号 January 2020



CONTENTS

- P. 1... これから始める官民連携事業
- P. 4... その施設に適した官民連携手法の探し方～スキームによる分類～
- P. 6... PFIの基本スキーム～SPCを利用する意味と注意点～
- P. 9... 時間外労働等に対する対価の判断基準 最高裁第一小法廷平成30年7月19日判決
- P. 13... 労働協約と過去の賃金債権（最高裁第一小法廷平成31年4月25日判決）
- P. 17... 編集後記

これから始める官民連携事業

弁護士 藤田 剛敬、坂下 良治、鈴木 康之、鈴木 一平

1 はじめに

「官民連携」や「民活」という言葉を目にする機会が増えてきたと思いませんか？例えば、PFI、空港の民営化、上下水道の民営化、MICEの誘致などです。

一方で、官民連携事業を実現するための具体的なスキームや実務的な注意点が分からないという声もあろうかと思えます。

そこで、このファイナンスコラム：官民連携シリーズでは、官民連携事業の基本的な考え方・知識から契約書の注意点までを習得することを目的に、官民連携事業に関わる上での必須事項をまとめています。

官民連携による施設更新の必要性を感じている地方公共団体、これから官民連携事業への参入を考えている民間事業者など様々な立場の方がいると思いますが、初級から中級以上の知識を一気に身につけて立ち遅れることなく官民連携を一つの強みにしましょう。

2 官民連携とは

(1) どういうものか

PPP (Public Private Partnership) とも表記され、官と民が協働して行う事業全般を指します。単純な業務委託から指定管理者制度なども含まれます。

特に、PFI (Private Finance Initiative) に関しては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる、PFI 法) が制定されています。

また、公共施設等運営権(いわゆる、コンセッション)は PFI 法の改正により実現し、都市公園法の改正により、いわゆる Park PFI (パーク PFI) も注目されています。

→参考: コラム「官民連携: その施設に適した官民連携手法の探し方～スキームによる分類～」

(2) なぜ注目されているか

1. 更新時期の到来

PFI 法施行から 20 年近く経過し、多くの PFI 施設が当初の維持管理期間の終了を迎える時期にあたります。そこで、当該施設を次にどのように維持管理・運営するか検討される段階にきているのです。

2. 厳しい財政状況

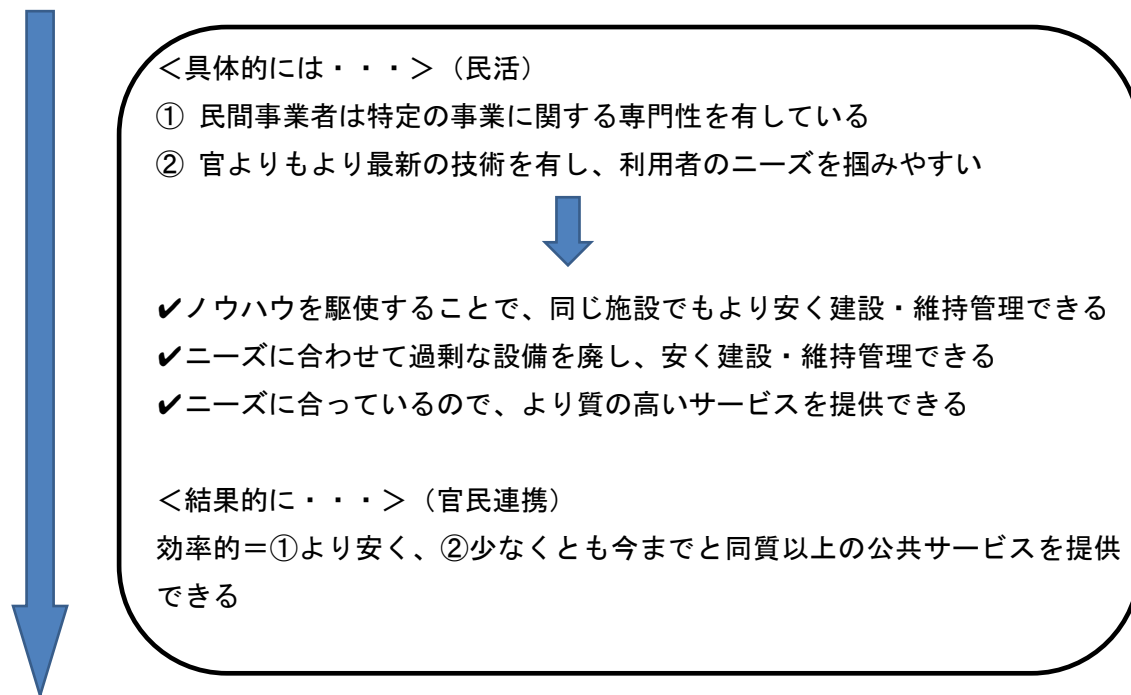
公共施設は、原則的に、公けの用に供するために設置されるものであり、その運営主体は各自治体です。施設の老朽化が進み更新しなければならないものの、各自治体は必ずしも潤沢な資金を有してはおりません。そこで、民間事業者の力を借りる必要が生じているのです。官民の協働がなぜ意味あるのかは、下記「(3) 官民連携の目的」でお話しします。

3. PPP/PFI の優先的検討

上記を踏まえ、政府は、人口 20 万人以上の地方公共団体が施設設置・更新をする際には、PPP/PFI 手法を優先的に検討するよう求めました。

(3) 官民連携の目的

民間の資金、知識、経験、ノウハウを取り入れて（民活）、より効率的な公共サービスを提供することです（官民連携）。



厳しい財政状況の中で、公共施設を維持しなければならないという使命を全うできます。

(4) 官民連携手法の理解の必要性

民間事業者の力に頼るといっても、全ての責任を民間に移転することはできません。民間事業者には負担できるリスクの限界があり、官と民で適切にリスクを分担しなければ官民連携は実現しません。

このリスク分担・リスクアロケーションが官民連携成功のための重要な要素になります。

そして、リスク分担を適切に理解するために、以下の各事項を理解する必要があります。

- ✓官民連携手法のスキーム
- ✓スキームを契約書でどのように構築するか？
- ✓契約書どのようにリスクを分担するか、その考え方・注意点は？

ファイナンスコラム：官民連携シリーズを通して、これらの考え方をものにしましょう。

3 官民連携の支援措置

政府は、以下を決定し、官民連携を推進する姿勢を示しています。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2015
- 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針
- PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引
- PPP/PFI 手法導入優先的検討規程 運用の手引

また、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）も策定されています。
これらの計画を実現するために、各種の支援措置もあります。

- PPP/PFI 地域プラットフォーム協定制度（内閣府、国土交通省）
- PPP/PFI 導入支援
- 国土交通省 PPP（Public-Private-Partnership）協定 など

- * 当職らは、PPP/PFI プロジェクトチームを立ち上げ、国土交通省 PPP 協定のパートナーに選定されています（本コラム執筆時点）。
- * 関東、中部、北陸、関西の複数自治体にお招きいただき、セミナーや質問会を開催しました。

官民連携事業は、地方公共団体にとっては避けては通れない手法であり、民間事業者にとっては事業獲得のチャンスです。この機を逃さずに、官民連携をしっかりと強みにしてください。

その施設に適した官民連携手法の探し方～スキームによる分類～

弁護士 藤田 剛敬、坂下 良治、鈴木 康之、鈴木 一平

官民連携事業の目的を端的に説明すれば、「民間の資金、知識、経験、ノウハウの活用を通じて、公共サービスを効率化すること」にあります。ただし、一言に「公共サービス」と言っても、その中身は多種多様であり、そのため、官民連携事業でも中身に応じて適切な手法を採用する必要があります。

そこで、今回のコラムでは、官民連携事業で採用される手法やスキームの基本的な分類を説明します。分類の視点としては、①事業上の役割分担、②施設の所有形態、③収益モデルの3つの観点から説明します。

1 事業上の役割に着目した分類

例えば、ある地方公共団体が、観光客に訪れてもらえるよう、地域の文化や歴史を伝えるための施設を造ると想定しましょう。この場合、地方公共団体は、まず、その施設の設計を考え、建設する必要があり、建設後は、展示の中身や来訪者からの料金の徴収など、施設の運営をしていくこととなり、さらに、年数の経過に応じて改修等も必要となってくるでしょう。

このように施設運営の過程で生じる設計・建設、運営管理、整備・回収等の役割のうち、どこまでを民間に任せるかによって、複数の手法が存在します。手法の種類とそれぞれの概要は、以下の通りです。

- P F I
⇒民間事業者は、公共と協働で、公共施設等の設計・建設、維持管理及び運営を行う。
- 指定管理者制度
⇒民間事業者は、管理者としての指定を受け、公共施設の管理を行う。
- コンセッション
⇒民間事業者は、独立採算で公共施設の運営等を行う（施設の運営権のみを持つ）。
- P a r k P F I（パークPFI）
⇒民間事業者は、公園施設の設置、施設の収益を活用した整備・回収等を行う。

地方公共団体が地域の文化・歴史の展示施設を造るという例であれば、施設の設計・建設を全て地方公共団体側で行い、民間事業者にはその管理や運営のみを任せるということであれば、指定管理者制度やコンセッションによることも考えられます。他方、民間事業者の提案に応じて展示施設の新設を決めたというような場合であれば、その設計・建設段階から、民間事業者のノウハウを利用すべく、PFI やパーク PFI の手法を検討することになるでしょう。

2 施設の所有形態に着目した分類

次に、対象となる公共施設の所有形態も、事業や施設の性質に応じて、複数の方式が存在します。代表的な方式とそれぞれの概要は、以下の通りです。

- D B O方式（Design, Build, Operate）
⇒施設の所有権は、常に公共側に帰属。
- B T O方式（Build, Transfer, Operate）
⇒施設の所有権は、建設中は民間事業者に帰属。建設後、公共側に施設の所有権を移転。
- B O T方式（Build, Operate, Transfer）
⇒施設の所有権は、事業期間終了まで、民間事業者に帰属。事業終了後、施設の所有権を公共側に移転。
- B O O方式（Build, Own, Operate）
⇒施設の所有権は、事業期間終了まで民間事業者に帰属。事業終了後は、施設を撤去。

官民連携事業の内容に応じて、採用される方式は自ずと異なってきます。

地域の文化・歴史の展示施設の例であれば、一時的な展示であるような場合を除き、通常は、時限性のある BOO 方式は選択されないでしょう。また、観光客誘致をねらいとしており、採算性が重視されるということであれば、事業期間中の施設管理を全面的に委ねる BOT 方式の採用に分があるといえるでしょう。

3 収益モデルに着目した分類

さらに、民間事業者がどのようにして対象の官民連携事業の収益化（マネタイズ）を図るのか、その収益モデルにも、複数の種類があります。例えば、以下のような種類があります。

- サービス購入型
⇒民間事業者は、公共側から支払われるサービス購入対価を通じて、収益化を図る。
- 独立採算型
⇒民間事業者は、公共施設等の利用者から徴収する利用料金等を通じて、収益化を図る。
- 混合型
⇒民間事業者は、利用者から徴収する利用料金等及び公共側から支払われるサービス購入対価等を通じて、収益化を図る。

実際の案件では、いずれのモデルが適しているかを判断するためには、対象施設や事業の性質その他の事情を考慮することが必要になってくるでしょう。

先ほどの、地域の文化・歴史の展示施設の例であれば、BOT 方式を採用した場合など、施設運営に採算性を求めるのであれば、サービス購入型は適切ではありません。他方で、入場者の利用料等のみで独立採算を図ることができるのかどうかは、施設の規模や展示の中身などをより詳しく見て検討する必要がありそうです。

PFI の案件の特性やスキームを理解するためには、まずは、今回のコラムで説明したような PFI の類型の大分類を理解し、マクロ的な視点から事案を観察・分析することが有用です。

PFI の基本スキーム～SPC を利用する意味と注意点～

弁護士 藤田 剛敬、坂下 良治、鈴木 康之、鈴木 一平

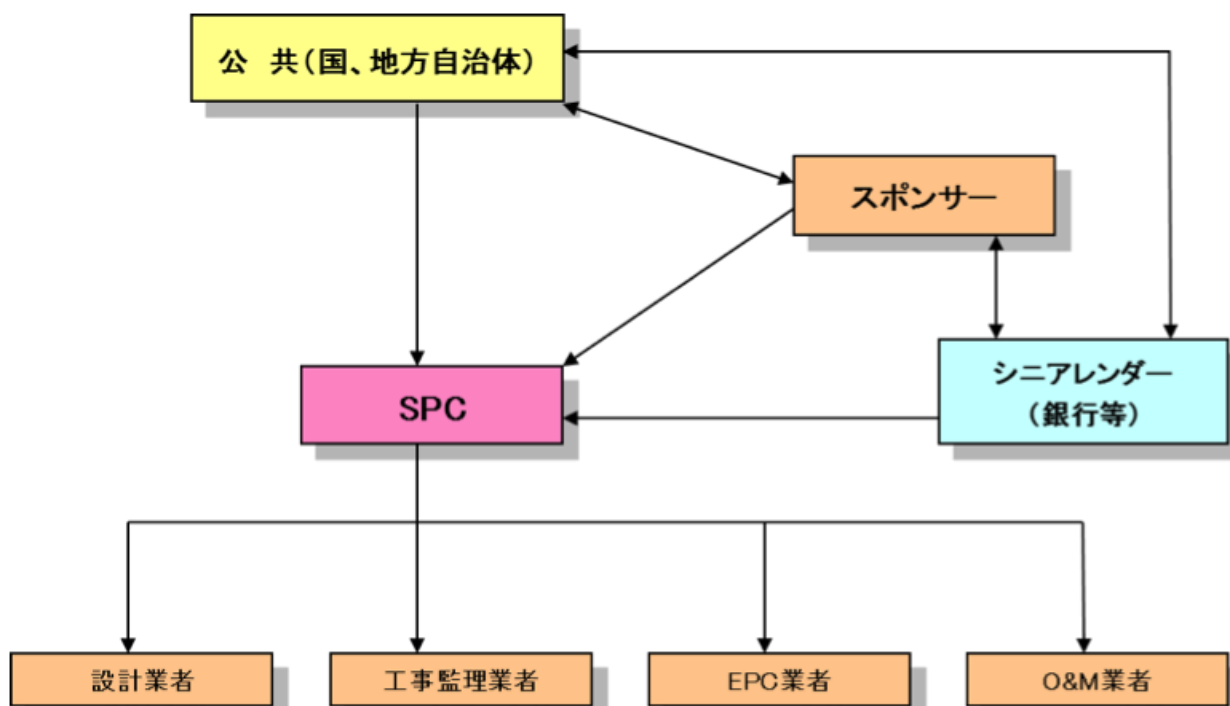
官民連携事業の目的を端的に説明すれば、「民間の資金、知識、経験、ノウハウの活用を通じて、公共サービスを効率化すること」にあります。ただし、一言に「公共サービス」と言っても、その中身は

多種多様であり、そのため、官民連携事業でも中身に応じて適切な手法を採用する必要があります。

そこで、今回のコラムでは、官民連携事業で採用される手法やスキームの基本的な分類を説明します。分類の視点としては、①事業上の役割分担、②施設の所有形態、③収益モデルの3つの観点から説明します。

1. 基本スキームと当事者

PFIにおいては、以下のスキームが採用されます。



(当事者)

> 公共

- ・PFIの発注主体です。
- ・事業契約の当事者となります。

> SPC

- ・公共と事業契約を締結する当事者となります。
- ・コンソーシアム(入札に参加した企業グループ)により設立されます。
- ・PFI事業のみを行う単一目的会社で、いわゆるペーパーカンパニーです。従業員もいません。

> 業務受託者

- ・ コンソーシアムのメンバーです。
- ・ SPC の株主（スポンサー）です（但し、コンソーシアムの全メンバーが株主になるとは限りません。）。
- ・ SPC から、設計業務、建設業務、維持管理業務等を受託します。

> シニアレンダー

- ・ SPC に対して融資する金融機関です。シンジケーションを組成することもあります。
- ・ プロジェクトファイナンスによる融資です。

これらの当事者の中で、事業関連契約、業務委託契約、融資関連契約、担保関連契約等の 20 本近くの契約が締結されて PFI が事業として運営されます。

→参考：コラム「PFI 関連契約を理解するための 3 つのステップ」

2. SPC を設立する意味とメリット

なぜ、SPC を設立して複雑になるスキームを採用するのでしょうか。

ポイントは、SPC が他の当事者からは独立した一つの法人であることです。独立した存在であることにより、PFI 事業を安定的に継続していくための以下のメリットが生じます。

✓SPC は PFI 以外の事業を行わないので、他事業の経営リスクが PFI 事業に波及しない。

✓SPC は別法人なので、コンソーシアムメンバーの経営リスクが波及しない。

✓SPC は独立の単一目的会社なので、レンダーはキャッシュフローを管理しやすい。

SPC は、倒産隔離されており、資金調達もしやすくなるのです。

以上を前提に、各当事者にとって以下のメリットが生じます。

公共：コンソーシアムメンバーが倒産しても、PFI 事業は遂行されることが期待できる。

コンソーシアムメンバー：PFI 事業のリスクは、SPC を介して間接的に負担すれば足りる。

レンダー：PFI 事業のキャッシュフローを分離でき、コントロールすることが可能になる。

3. スキームから生じる注意点

上記 2. で SPC スキームとすることのメリットを説明しましたが、一方で、SPC であることから生じる注意点があります。

- ✓SPC は、各種業務を履行するための資金も能力も独自に有していない。
- ✓事業契約上の義務は SPC が負っている。



このままでは、SPC は債務不履行に陥ってしまう。



そこで、SPC が負担する義務を、コンソーシアムメンバーに代わりに履行してもらう。

SPC スキームにおける最大の注意点は、業務委託契約において事業契約上の SPC の義務を完全に移転できているかです。

「移転できているか」には、事業契約上の各業務の履行義務だけでなく、費用やリスクの負担も含まれます。

→参考:コラム「PFIにおける業務関連契約のポイント」

PFI においては、各事業により委託される業務、生じる費用・リスクは異なります。これらをスキーム上どのように分担していくか、その分担を契約書上適切に規定できているかが PFI 事業の円滑な遂行を大きく左右します。

スキームを契約書によって上手く構築できているかは、事業契約上の義務の履行だけでなく、融資に関する契約にも影響します。スキームの構築に失敗すると、融資関連契約上のデフォルト(期限の利益の喪失)につながり、PFI 事業の継続に大きな影響を与えてしまいます。

以上のとおり、PFI におけるスキームがどのようなものであり、なぜ SPC を利用するのか、スキーム自体からどのようなリスクが生じるのか、どのような措置をとる必要があるのかを理解することが、PFI 事業を行う上で重要であり、かつ、とても有用です。

時間外労働等に対する対価の判断基準 最高裁第一小法廷平成 30 年 7 月 19 日判決
弁護士 金子 典正、小熊 慎太郎

1 はじめに

最高裁判所は、平成 30 年 7 月 19 日、雇用契約において時間外労働等の対価とされていた定額の手当の支払が、労働基準法 37 条の割増賃金の支払いといえるか否かが争われた事案において、これを否定した原審の判断を覆す判決(破棄・差し戻し)を言い渡しました。

固定残業代(みなし残業代)とは、時間外労働、休日労働、深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働などについて割増賃金を定額で支払う制度のことです。

2 事案の概要

- X は、平成 24 年 11 月 10 日、保険調剤薬局の運営を主たる義務とする Y との間で、雇用契約(以下、「本件雇用契約」という。)を締結しました。
- 本件雇用契約にかかる契約書には、賃金について「月額 56 万 2500 円(残業手当含む)」、「給与明細書表示(月額給与 46 万 1500 円 業務手当 10 万 1000 円)」との記載がありました。また、同じく採用条件確認書には、「月額給与 46 万 1500 円」、「業務手当 10 万 1000 円 みなし時間外手当」、「時間外勤務手当の取扱い 年収に見込み残業代を含む」、「時間外勤務手当は、みなし残業時間を超えた場合はこの限りではない」との記載がありました。Y の賃金規定には、本件雇用契約は、基本給とは別に、月額 10 万 1000 円の業務手当を支払うとされていました。
- Y と X 以外の各従業員との間で作成された確認書には、業務手当当月額として確定金額の記載があり、また、「業務手当は、固定時間外労働賃金(時間外労働 30 時間分)として毎月支給します。1 賃金計算期間における時間外労働がその時間に満たない場合であっても全額支給します。」等の記載がありました。
- Y が X に交付した毎月の給与支給明細書には、時間外労働時間や時給単価を記載する欄がありました。これらの欄はほぼ全ての月において空欄でした。
- X が、Y に対し、超過勤務があったなどとして、未払時間外割増賃金 363 万 66689 円及びこれに対する支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金及び付加金 363 万 6689 円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案です。

3 最高裁の判断

雇用契約においてある手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされているか否かは、雇用契約に係る契約書等の記載内容のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対

する当該手当や割増賃金に関する説明の内容、労働者の実際の労働時間等の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきである。しかし、労働基準法37条や他の労働関係法令が、当該手当の支払によって割増賃金の全部又は一部を支払ったものといえるために、原審が判示するような事情が認められることを必須のものとしているとは解されない。

事実関係等によれば、本件雇用契約に係る契約書及び採用条件確認書並びに Y の賃金規程において、月々支払われる所定賃金のうち業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのである。また、Y と X 以外の各従業員との間で作成された確認書にも、業務手当が時間外労働に対する対価として支払われる旨が記載されていたというのであるから、Y の賃金体系においては、業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたといえることができる。さらに、X に支払われた業務手当は、1か月当たりの平均所定労働時間(157.3時間)を基に算定すると、約28時間分の時間外労働に対する割増賃金に相当するものであり、X の実際の時間外労働等の状況と大きくかい離するものではない。これらによれば、X に支払われた業務手当は、本件雇用契約において、時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていたと認められるから、上記業務手当の支払をもって、X の時間外労働等に対する賃金の支払とみることができる。原審が摘示する Y による労働時間の管理状況等の事情は、以上の判断を妨げるものではない。

したがって、上記業務手当の支払により X に対して労働基準法37条の割増賃金が支払われたと
いうことができないとした原審の判断には、割増賃金に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

以上によれば、原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中 Y 敗訴部分は破棄を免れない。そして、X に支払われるべき賃金の額、付加金の支払を命ずることの当否及びその額等について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする、と判断しました。

4 検討

本判例では、事例判断ではあるものの、定額の手当制につき、その手当が時間外労働等に対する対価として支払われたか否かは、形式面としての契約内容と、実質面としての労働者に対する説明状況や実際の勤務状況により定まるのであって、少なくとも、「定額残業代を上回る金額の時間外手当が法律上発生した場合にその事実を労働者が認識して直ちに支払を請求することができる仕組み(発生していない場合にはそのことを労働者が認識することができる仕組み)が備わっており、これらの仕組みが雇用主により誠実に実行されているほか、基本給と定額残業代の金額のバランスが適切であり、その他法定の時間外手当の不払や長時間労働による健康状態の悪化など労働者の福祉を損なう出来事の温床となる要因がない」等の原審が判示するような事情が必須ではないことが

明らかにされております。

そのため、本判例は、今後の実務上の重要な指針となり、先例的な意義を有するものと思料致します。

労働協約と過去の賃金債権（最高裁第一小法廷 平成 31 年 4 月 25 日判決）

弁護士 金子 典正、原野 二結花

1 はじめに

最高裁判所は、①具体的に発生した賃金請求権を事後に締結された労働協約の遡及適用により処分することの可否、②労働協約により支払いが猶予された賃金の弁済期の時期及び③労働組合による当該賃金を放棄する合意の有効性が争われた事案において、原審の判断と異なる判決（一部破棄自判・一部破棄差戻・一部上告棄却）を言い渡しました。

本件では、紙面の都合上、上記①の争点に限定して、ご紹介させていただきます。

2 事案の概要

(1) 前提事情

- ・Y社（被上告人）：貨物自動車運送等を業とする株式会社
- ・X（上告人）：Y社に雇用され、生コンクリート運送業務を行う営業所において、生コンクリートを運送する自動車の運転手／a 労組に所属。
- ・XとY社との間の労働契約：月例賃金は毎月20日締め末日払い／賞与は毎年7月と12月に支給／平成25年8月から同26年11月までの月例賃金（家族手当、食事手当及び交通費を除く。）は月額59万5850円、同25年12月及び同26年7月の賞与は各76万5000円。

(2) 1 回目の労働協約（平成25年8月28日）

Y社は、a 労組及びそのe 合同分会（以下「a 労組等」という。）との間で、以下の内容の労働協約（以下「第1協約」という。）を書面により締結。

- ア a 労組等は、Y 社が提案した年間一時金を含む賃金カットに応じる。カット率は、家族手当、食事手当及び交通費を除く総額から 20%とする。
- イ 上記アの期間は、平成 25 年 8 月支給分の賃金から 12 か月とし、その後の取扱いについては労使双方協議の上、合意をもって決定する。
- ウ Y 社は、前記アによるカット分賃金の全てを労働債権として確認する。カットした金額は賃金明細に記載する。
- エ 経営改善に関する協議は、労使協議会を設置し、Y 社、Y 社に対して生コンクリート運送業務を委託している株式会社 f 及び a 労組等の 3 者で 3 か月ごとを原則として必要に応じて行う。
- オ 本協定に定めのない事項は、Y 社は、a 労組等と事前に協議し、合意をもって行う。

Y社は、Xに対し、第1協約に基づき、月額賃金合計143万0040円を、賞与合計30万6000円をそれぞれ減額して支給（以下、この減額による未払賃金を「本件未払賃金1」という。）。

(3) 2回目の労働協約（平成26年9月3日）

Y社は、経営状態が改善しなかったことから、a労組等との間で、前記イの期間を同26年8月から12か月とするほかは、第1協約と同旨の労働協約（以下「第2協約」という。）を書面により締結。Y社は、Xに対し、平成26年8月から同年11月までの支給分の月例賃金につき合計47万6680円を減額して支給（以下、この減額による未払賃金を「本件未払賃金2」といい、本件未払賃金1と併せて「本件各未払賃金」という。）。

(4) その後の経緯

Xは、平成26年12月14日、本件各未払賃金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求に係る部分の訴えを提起。Xは、平成27年3月20日、定年退職。

(5) 3回目の労働協約

Y社は、経営状態が改善しなかったことから、a労組等との間で、平成27年8月10日、前記(3)の期間を同27年8月から12か月とするほかは、第1協約と同旨の労働協約（以下「第3協約」という。）を書面により締結。

(6) その後の状況

Y社の生コンクリート運送業務を行う部門は、平成28年12月31日をもって閉鎖。Y社とa労組は、第1協約及び第2協約によって賃金カットの対象とされた賃金債権の取扱いについて協議し、これを放棄する旨の合意をした（以下、「本件合意」という。）。

3 最高裁の判断

原審は、上記争点について平成25年8月分と平成26年8月分のいずれについても労働協約の遡及適用が認められる旨判断したのに対し、最高裁は、「具体的に発生した賃金請求権を事後に締結された労働協約の遡及適用により処分又は変更することは許されない（最高裁昭和60年（オ）第728号平成元年9月7日第一小法廷判決・裁判集民事157号433頁、最高裁平成5年（オ）第650号同8年3月26日第三小法廷判決・民集50巻4号1008頁参照）ところ、上告人の本件未払賃金1に係る賃金請求権のうち第1協約の締結前及び本件未払賃金2に係る賃金請求権のうち第2協約の締結前にそれぞれ具体的に発生していたものについては、上告人による特別の授権がない限り、労働協約により支払を猶予することはできない。」と判断しました。そして、上告人による特別の授権がない限り、第1協約の締結日である平成25年8月28日以前に具体的に発生したもの及び、第2協約の締結日である同26年9月3日以前に具体的に発生したものについて、これにより支払が猶予されたということとはできない旨判示しました。

4 検討

従前の裁判例によりますと、「既に発生した具体的権利としての退職金請求権」、「具体的に発生した賃金請求権」を事後に締結された労働協約の遡及適用により処分又は変更することは許されないとされてきました（最一小法廷判決平成元年9月7日）。本判決は、労働協約における規範的効力を認めた上で、第1協約の締結前、及び第1協約により支払猶予の対象となる賃金の対象期間の後から第2協約の締結前にそれぞれ具体的に発生していた賃金請求権について、「特別の授權がない限り、労働協約により支払いを猶予することはできない」と判示することで、これまでの裁判例の考え方が、労働協約を締結した組合の組合員にも妥当することを明示するとともに、労働協約の限界点を明らかにしたものと考えられます。

編集後記



寒い日が続きますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。「一月は行ってしまふ、二月は逃げてしまふ、三月は去ってしまふ」という言葉もありますように、新年が明けてからの3ヶ月は早く過ぎていくように感じられるものです。

編集後記執筆時には中国由来の新型肺炎に関するニュースが盛んに取り上げられており、体調管理を初めとした対策の重要性を感じさせられます。

皆様も、お身体に気をつけて、今年の冬を乗り切りましょう。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100 - 6004 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号霞が関ビル4階

隼あすか法律事務所

電話: 03-3595-7070 / FAX: 03-3595-7105

E-mail: info@halaw.jp / URL: <https://www.halaw.jp/>

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。